



商品概要

AIU 国内旅行傷害保険

2015年10月1日以降補償開始用

ご契約にあたっては、必ず約款をご参照ください。

ご契約いただくプランによりセットされる補償項目が異なります。セットされる補償項目については、ご契約画面および契約証でご確認ください。

■ 用語のご説明

- ・「被保険者」とは、保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。
- ・「保険金」とは、補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
- ・「保険金額」とは、ご契約にあたり弊社とご契約者とで定める金額(ご契約金額)で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
- ・「旅行行程」とは、保険証券記載の国内旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡のうえ、その後の手続きにつきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

給付項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない 主な場合
傷 害 （ 基 本 契 約 ）	死亡保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	ご契約いただいた傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・戦争・革命・その他の事変や暴動などによるケガ
	後遺障害 保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度に応じて、ご契約いただいた傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	・放射能汚染などによるケガ ・被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転によるケガ ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・被保険者の妊娠、出産、早産、流産、外科的手術などの
	入院保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に入院したとき ●入院：医師による治療が必要と判断された場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	入院1日につき、入院保険金日額を事故の日からその日を含めて180日を限度としてお支払いします。	医療処置（事故に伴うものを除く）によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・被保険者による山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー・超軽量動力機・ジャイロプレーン搭乗などの危険な運動中のケガ ・被保険者のむちうち症または腰痛その他の症状で医学
	手術保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために健康保険などで定められた手術（皮膚切開術、抜歯手術などは除く）を受けたとき	入院中の手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。	的他覚所見のないもの ・被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技・競争などを行っている間に生じたケガ
	通院保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）したとき ●通院：医師による治療が必要と判断された場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること	通院1日につき、通院保険金日額を90日を限度としてお支払いします。ただし、入院保険金が支払われる期間中および事故の日よりその日を含めて180日を経過した後の通院保険金はお支払いしません。	など

給付項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない 主な場合
特 約	個人賠償 責任	日本国内において被保険者が旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 (注1) 賠償金額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。 (注2) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	・ 保険契約者、被保険者の故意による損害 ・ 被保険者の職務の遂行に起因する損害賠償責任 ・ 航空機・船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除く）、銃器の使用などに起因する損害賠償責任 ・ 被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 など
	携行品	日本国内において被保険者が旅行行程中に偶然な事故により、携行品に損害が生じたとき 携行品とは、現金、乗車船券、宿泊券、衣類、カメラなど被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 (注) 次のものは含まれません。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、ヨット、モーターボート、自動車、原動機付自転車、登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物 など	携行品損害保険金額を限度として、修理費または時価額をお支払いします。 (注1) 1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては合算して5万円を限度とします。 (注2) 1回の事故ごとに3,000円（自己負担額）をご自身で負担していただきます。	・ 置き忘れ、紛失 ・ 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ・ 被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転による損害 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・ 自然の消耗、性質による変質・変色、欠陥 ・ 単なる外観の損傷 など

給付項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない 主な場合
特約	救援者費用	<p>日本国内において被保険者が旅行行程中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搭乗中の航空機や船舶が行方不明になったとき、もしくは遭難したとき ・偶然な事故によって被保険者の生死が確認できないとき、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などの公的機関により確認されたとき ・偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院したとき 	<p>救援者費用等保険金額を限度として保険契約者、被保険者または被保険者の親族（その代理人を含みます。）が負担した次の費用をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜索救助費用（山岳遭難を除く） ・現地への交通費（1往復分）（救援者2名分まで） ・現地での宿泊料（救援者2名かつ1名につき14日分まで） ・現地からの移送費 ・現地での交通費、通信費など諸雑費（3万円を限度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ・被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転による事故 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ・被保険者による山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー・超軽量動力機・ジャイロプレーン搭乗などの危険な運動中の事故 ・被保険者のむちうち症または腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの など
	臨時費用	<p>日本国内において被保険者が旅行行程中に、第三者の行為によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき</p>	<p>60万円を臨時費用保険金としてお支払いします</p>	<p>傷害（基本契約）の保険金をお支払いできない主な場合に加え、生計を共にする同居の親族の行為によるケガ など</p>

給付項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない 主な場合
特約	留守宅家財	<p>日本国内において被保険者が旅行行程中に自宅の家財が盗難にあったとき</p> <p>(注) 次のものは家財に含まれません。</p> <p>有価証券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、貴金属、美術品、船舶、ヨット、モーターボート、自動車、原動機付自転車、自転車、動物、植物など</p>	<p>留守宅家財盗難保険金額を限度として修理費または時価額をお支払いします。</p> <p>(注1) 1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、現金もしくは小切手については合算して5万円を限度とします。</p> <p>(注2) 1回の事故ごとに3,000円(自己負担額)をご自身で負担していただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ・ 親族、使用人、同居人、管理人が行った盗難による損害 ・ 火災または破裂・爆発の際の盗難による損害 ・ 地震・噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際の盗難による損害 ・ 屋外にある物の盗難による損害 ・ 旅行終了後60日以内に知ることのできなかった盗難による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
	航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用	<p>日本国内において旅行行程中、被保険者が搭乗予定だった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合で、その日に予定していた航空機の最終到着地以外の地において宿泊施設に宿泊し、費用が発生した場合</p>	<p>1回の航空機欠航・着陸地変更につき、1万円をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の(1)～(4)のいずれかによって生じた損害 (1) 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 (2) 戦争・革命などの事変や暴動 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (4) 核燃料物質による事故または放射能汚染 ・ 宿泊施設に宿泊しない場合の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

W-000712